☆別紙　地域密着型介護老人福祉施設　利用料金（令和８年９月１日時点）

①基本サービス費（1 日あたり）

要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
682 円	753 円	828 円	901 円	971 円

※1　病院又は診療所への入院を要した場合及び入居者に対して居宅における外泊を認めた場合は、上記利用料を算定せず 1 月に 6 日を限度とし 1 日あたり 246 単位を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

※2　入居者に対して居宅における外泊を認め、当事業所が居宅サービスを提供する場合は、１月に６日を限度として上記利用料は算定せず 1 日あたり 560 単位を算定します。ただし、※1 を算定している場合若しくは、外泊の初日及び最終日は算定しません。

※3　身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施、記録の整備を行っていない場合は、上記金額の 90/100 となります。

※4　事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1 日につき５単位を減算します。

※5　栄養管理ついて、入居者の栄養状態の維持・改善を図り、入居者に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、1 日につき 14 単位を減算します。

※6　虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 2 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。

※7　業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 97/100 となります。

②加算

加　算　名	内　容	金　額	算定有無
看護体制加算	常勤の正看護師を 1 名配置	Ⅰイ:12 円/日	○
	看護職員の基準を超えて配置 看護職員等と 24 時間連絡が取れる体制を整備	Ⅱイ:23 円/日	○
日常生活継続支援加算Ⅱ	介護福祉士を一定数配置し、重度の利用者を受け入れ	46 円/日	
夜勤職員配置加算Ⅱイ	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員を配置	46 円/日	○

個別機能訓練加算	多職種共同にて個別機能訓練計画を立案し、計画的に機能訓練を実施	Ⅰ:12 円/日	○
	個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	Ⅱ:20 円/月	○
	個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入居者の口腔の健康状態に関する情報及び入居者の栄養状態に関する情報を相互に共有。 共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、多職種で共有。	Ⅲ：20 円/月	○
ＡＤＬ維持等加算	入居者全員のＡＤＬを定期的に計測し、維持・改善がみられる場合に加算	Ⅰ:30 円/月 Ⅱ:60 円/月	
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入居者ごとに担当を定め特性やニーズに応じたサービス提供の実施	120 円/日	
初期加算	施設に入居した日から 30 日間算定	30 円/日	○
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入居者又は低栄養の入居者が退所する際の栄養管理に関する情報を医療機関等に提供	70 円/月	
再入所時栄養連携加算	特別食等を必要とする入居者が退院する時に医療機関と連携して栄養ケア計画を作成	200 円/回	
退所前訪問相談援助加算	退居に先立って、退居後に生活する居宅を訪問し、サービス等について相談援助を行った場合	460 円/回	
退所後訪問相談援助加算	退居後 30 日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合	460 円/回	
退所時相談援助加算	入居者の介護状況を示す文書を添えて情報提供を行った場合	400 円/回	
退所前連携加算	退居に先立って入居者の介護状況を示す文書を添えて情報提供を行った場合	500 円/回	

退所時情報提供加算	入院時に心身の状況、生活歴等を示す情報を医療機関に提供を行った場合	250 円/回	
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催	50 円/月	○
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を配置し、低栄養状態またはその恐れのある入所者に対し、多職種共同して栄養ケア計画を作成し栄養管理を行う。食事の観察を定期的に行い、食事の調整等を行う	11 円/日	○
経口移行加算	経管栄養等の状態から経口摂取ができるようになるために計画的に特別な支援を行った場合	28 円/日	
経口維持加算	咀嚼や嚥下障害を有しても経口摂取が継続するために計画的に支援を行った場合	Ⅰ:400 円/月 Ⅱ:100 円/月	対象者のみ
口腔衛生管理加算	歯科衛生士が介護職員と協力して日常の口腔衛生を管理	Ⅰ:90 円/月 Ⅱ:110 円/月	○
療養食加算	医師の指示による特別な食事を提供した場合（1 日 3 回を限度）	6 円/回	対象者のみ
特別通院送迎加算	透析を要する入居者に対し、月に 12 回以上送迎を行った場合	594 円/月	
配置医師緊急時対応加算	配置医師が通常の勤務時間外、早朝、夜間または深夜に訪問し、診療を行った場合に時間帯に応じ加算	Ⅰ:325 円/回 Ⅱ:650 円/回 Ⅲ:1300 円/回	対象者のみ
看取り介護加算Ⅱ	契約時に看取りに関する指針の説明及び同意を得ている 看取りケアを実施し、死亡した場合に算定（最大死亡日以前 45 日）	死亡日以前 45～31 日: 72 円/日 30～4 日: 144 円/日 3～2 日: 780 円/日 当日:1580 円	対象者のみ
在宅復帰支援機能加算	居宅サービスに必要な情報提供、利用に関する調整を行った場合	10 円/日	
在宅・入所相互利用加算	在宅期間及び入居期間を定めて計画的に利用を行う場合	40 円/日	

認知症専門ケア加算Ⅱ	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Mに該当する入居者の数が一定以上の入居している場合 専門的な認知症ケアを行った場合	4 円/日	対象者のみ
認知症チームケア推進加算	行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを行った場合	Ⅰ:150 円/月 Ⅱ:120 円/月	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師の判断で緊急に施設サービス利用が適当である者に対し、サービスの提供を行った場合	200 円/日 7 日間を限度	
褥瘡マネジメント加算	入居者ごとに褥瘡の発生とリスク評価し、計画に基づく管理とケアを行った場合	Ⅰ:3 円/月 Ⅱ:13 円/月	状態に応じどちらかを算定
排せつ支援加算	排泄に対する支援計画を作成し、支援を行った場合	Ⅰ:10 円/月 Ⅱ:15 円/月 Ⅲ:20 円/月	状態に応じどれかを算定
自立支援促進加算	医師が評価し、自立支援の促進が必要であると判断された入居者ごとに計画作成し、ケアを行った場合	280 円/月	○
科学的介護推進体制加算	入居者ごとのADL値等の基本的な情報を厚労省に提出し、適切かつ有効に活用している場合	Ⅰ:40 円/月 Ⅱ:50 円/月	○
安全対策体制加算	安全対策の担当者が外部研修を受講し、組織的な安全対策体制の整備をしている場合	20 円/入居日のみ	○
高齢者施設等感染対策向上加算	平時からの感染対策の実施や発生時に医療機関との連携体制を確保している場合	Ⅰ:10 円/月 Ⅱ:5 円/月	
生産性向上推進体制加算	介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入で介護サービスの質の確保と共に職員の負担軽減の取組をしている場合	Ⅰ:100 円/月 Ⅱ:10 円/月	○
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設がサービスを行った場合	Ⅰ:22 円/日 Ⅱ:18 円/日 Ⅲ:6 円/日	

介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められた場合に加算	所定単位の Ⅰイ：16.3% Ⅰロ：17.6% Ⅱイ：15.9% Ⅱロ：17.2% Ⅲ　：13.6% Ⅳ　：11.3% を加算	○

※①②は 1 単位を 10 円で計算した額です。
当施設は 7 級地にあたるため実際には 1 単位 10.14 円で計算をします。
※上記の金額は負担割合を 1 割で計算しています。一定以上の所得がある場合は、2 割もしくは 3 割となる場合があります（介護保険負担割合証の記載されている割合で計算します）

③食費・居住費

	通常 （第 4 段階）	所得の状況による軽減措置			
		第 3 段階②	第 3 段階①	第 2 段階	第 1 段階
食　費	1,800 円/日	1,420 円/日	680 円/日	390 円/日	300 円/日
居住費	2,700 円/日	1,470 円/日	1,370 円/日	880 円/日	880 円/日

※　食費の内訳として、朝食：380 円、昼食（おやつ含）：730 円、夕食：690 円です。
※　食費・居住費については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、当該認定証に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。
※　居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを入居者の同意を得た上で、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、入居者から居住費はいただきません。

④その他の料金

項目	内容	利用料金
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	実費相当額
食物繊維代	食事だけでは不十分な食物繊維の提供代	60 円／日
嗜好飲料代	嗜好に応じて施設から通常提供しない飲料代	150 円／日
理美容代	理容・美容サービス料	実費相当額
電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料	50 円／日
金銭管理に要する費用（ア）	預貯金通帳、印鑑及び現金の管理	3,000 円／月
金銭管理に要する費用（イ）	現金（上限 30,000 円）の管理	1,000 円／月

※金銭管理に要する費用（ア）について

入居者の希望により、貴重品の管理等を行います。

・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金

・お預かりできるもの：現金、預貯金通帳と印鑑、年金証書等

・出納方法：預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、届出書を保管管理者へ提出していただきます。

保管管理者は出入の都度、出入金記録を作成し、その写しを入居者へ交付します。

・保管管理者：施設長、事務長

⑤利用料、入居者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料入居者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日前後に入居者あてにお届け（郵送）します。
利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	(ア)事業者指定口座への振り込み 広島銀行　尾道栗原支店　普通預金　3214271 社会福祉法人ゆず ＊お振込みは入居者名義でお願いいたします。 (イ)広島銀行からの自動振替 引き落とし予定日は毎月 26 日となります。請求書の内容をご確認の上、引き落し前日までに指定口座の振替残高に不足がないようご協力をお願いします。なお、引き落し日が金融機関休業日にあたる場合には翌営業日になります。 ＊ご入金が確認できましたら、領収書と翌月請求書と同封し、郵送いたします。必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要になることがあります)
法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合において、利用料の支払いを受けたときは、入居者が償還払いを受けることができるように、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

※　利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、利用料の一部を３か月滞納し、その滞納により事業者が継続的なサービスの提供に支障を来たすほど信頼関係が失われた場合においては、事業者は１か月以上

の期間を定めてその滞納金の支払いを催告し、入居者等が期間満了までに滞納金を支払わない時は、文書によりこの契約を解除することができます。